

市立学校において市制記念日を休業日とすることについて

- 1 令和2年度の市制記念日(令和3年2月15日)から、市立学校において市制記念日を休業日とすることとします。

※ 休業日=授業が行われない日(児童生徒が休みの日)

2 内容

(1) 目的

市制記念日を休業日とし、本市の児童生徒が市制の誕生を祝い、郷土愛を醸成する日とします。

(2) 経緯

児童生徒が市制を祝う日としての市制記念日のあり方を検討するため「市制記念日に関わる検討会議」を設置し、小中学校の校長会、教頭会から意見を聴取し、協議を重ねた結果、市制記念日を休業日とすることにしました。

(3) 配慮事項

日頃の多忙な業務の緩和を図るため、教職員には年次休暇の取得等を促進します。(中学生に関わる入試業務については、通常通り行います。)

(4) 今後

市制記念日を休業日とする規則改正は、令和2年1月16日の教育委員会定例会に諮ります。

<平成30年度総合教育会議における「市制記念日」に関わる要旨(平成31年1月17日)>

○2月15日の市制記念日で学校閉庁日のような、子ども達や教職員も休める日にすることも一つの案だというふうにとりあえず思う。

○市制記念日に、子ども達や教職員も市民全体で市制を祝うことができれば、これまた素晴らしい。